

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第3号

平成29年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年7月6日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 巖 和 雄

1. 期 日 平成29年7月13日（木）午後3時00分開会
 2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
1. 付議事件
 - (1) 議長及び副議長選挙について
 - (2) 平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）
 - (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて
 - (6) 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について

○平成29年7月13日

○現在議員5名で次のとおり

1番	須藤	伸次
2番	酒瀬川	健一
3番	平野	裕子
4番	久野	妙子
5番	中村	孝治

平成29年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成29年7月13日（木曜日）午後3時05分開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 副議長選挙

日程第 7 議案の上程

議案第1号から議案第5号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 仮議席の指定
3. 議長選挙
4. 議席の指定
5. 会議録署名議員の指名
6. 会期の決定
7. 諸般の報告
8. 副議長選挙
9. 議案の上程
議案第1号から議案第5号まで
10. 提案理由の説明、質疑、討論、採決
議案第1号から議案第5号まで
11. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	中	村	孝	治
副議長	須	藤	伸	次
2番	酒	瀬	川	一
3番	平	野	裕	子
4番	久	野	妙	子

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	蕨	和	雄	
副 管 理 者	小	坂	泰	久

○説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	石	井	康	秀
技 監	齋	藤	雅	文
主 幹	坂	上	雅	敏
会 計 管 理 者	菊	間	隆	夫

○構成市町出席職員

佐 倉 市 環 境 部 部 長	井	坂	幸	彦
佐 倉 市 環 境 部 廃 棄 物 対 策 課 課 長	田	中	眞	次
酒 々 井 町 事 参	芝	野	芳	弘

○議会事務局出席職員氏名

総 務 課 人 事 給 与 係 長	櫻	井	江	里	佳
-------------------	---	---	---	---	---

○連絡員

施 設 管 理 課 副 主 幹 (設 備 係 長)	荒	川	修
---------------------------	---	---	---

施設管理課
施設係 課長
総務課
総主 務査 課補

上 田 圭 二
秋 葉 瞳

◎臨時議長の紹介

○事務局長（石井康秀） 事務局長の石井康秀でございます。先日、佐倉市において3名、酒々井町において1名の議員が辞職され、新たに佐倉市から中村孝治議員、久野妙子議員、平野裕子議員、酒々井町からは酒瀬川健一議員が選出されました。

現在、議長、副議長共に不在でございます。従いまして、議長が選出されるまでの間、地方自治法第292条の規定により準用する同法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、中村孝治議員が年長議員でございますので、ご紹介を申し上げます。

中村孝治議員、議長席へお願いいたします。

（臨時議長 中村孝治議員 議長席に着く）

○臨時議長（中村孝治） ただいま、ご紹介いただきました中村孝治でございます。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、今期臨時会において、清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

◎開会及び開議の宣告

（午後 3時05分）

○臨時議長（中村孝治） ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、平成29年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（中村孝治） 日程第1、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎議長選挙

○臨時議長（中村孝治） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

須藤議員。

○1番（須藤伸次） 動議を提出します。

議長の選挙の方法については、地方自治法第292条の規定により準用する同法第118条第2項の規定によって指名推薦によることを望みます。

○臨時議長（中村孝治） ただいま須藤議員から、議長の選挙の方法については指名推薦によることの動議が提出されました。いかがとり諮らいきましょうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

- 臨時議長(中村孝治) この動議は2人以上の賛成者がおりますので成立いたしました。
指名推薦による動議を直ちに議題として採決します。
お諮りいたします。
この動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 臨時議長(中村孝治) ご異議なしと認めます。
したがって、議長の選挙の方法は、指名推薦によることの動議は可決されました。
須藤議員。

- 1番(須藤伸次) 私は酒々井町の須藤と申しますが、議長推薦者に当たりたいと思っておりますが
諮り願います。

- 臨時議長(中村孝治) ただいま、須藤議員から指名者になりたいとの申し出がありました。
お諮りいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 臨時議長(中村孝治) ご異議なしと認めます。
須藤議員を指名者に決定することに決定いたしました。
須藤議員、議長の氏名をお願いいたします。

- 1番(須藤伸次) 議長に中村孝治議員を指名いたします。

- 臨時議長(中村孝治) お諮りいたします。ただいま、須藤議員が指名しました中村孝治を議長の
当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 臨時議長(中村孝治) ご異議なしと認めます。
ただいま指名されました中村孝治が議長に当選しました。

告知することになっておりますが、臨時議長を務めておりますので省略し、当選承諾のあいさつを
させていただきます。

ただいま、議員各位の御推挙によりまして議長に推薦させていただく事になりました。佐倉市、
酒々井町清掃組合の議会が円滑に推移いたします様、全力で取り組んでまいりますので、正副管理
者はじめ各議員の皆様のご指導ご協力を切にお願い申し上げます、就任のあいさつに代えさせて
頂きます。よろしくお願いたします。

臨時議長の職はすべて終了しました。

これから議長としての議事を取りはからいます。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、事務局長が朗読いたします。

事務局長。

○事務局長（石井康秀） それでは、議席を読み上げさせていただきます。

1番、須藤伸次議員、2番、酒瀬川健一議員、3番、平野裕子議員、4番、久野妙子議員、5番、中村孝治議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、平野裕子議員、久野妙子議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中村孝治） この際、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長。

○事務局長（石井康秀） 事務局長の 石井でございます。

お許しをいただきまして、当組合のごみ焼却施設基幹的設備改良工事について報告いたします。

酒々井リサイクル文化センターは、昭和62年から焼却施設の稼働を開始し、その後、平成2年と平成17年に焼却施設の増設を行い、現在4炉にてごみの焼却処理を行っております。

平成13年にはダイオキシン類削減対策のため、排ガス高度処理施設の整備も完了し、施設の安定運転に努めてまいりましたが、稼働から約30年が経過し、設備の損傷や経年劣化による老朽化が進んでいることから、昨年度から3か年の継続事業で施設の長寿命化と機能回復を図るため、国の循環型社会形成推進交付金を活用いたしまして焼却処理施設の延命化工事を実施しているところでございます。

工事内容でございますが、昨年度はD系焼却炉及び共通系の電気設備等の更新、本年度はC系焼却炉の整備、来年度、平成30年度はB系焼却炉の整備を行い、工事竣工予定となっております。

現在のところ、計画どおり施工されておりますことから、今後も延命化工事を進めながら佐倉市と酒々井町から排出されるごみの適正処理に努めてまいります。以上ご報告を申し上げます。

◎副議長選挙

○議長（中村孝治） 日程第6、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条の規定により準用する同法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

副議長に須藤伸次議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました須藤伸次議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました須藤伸次議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました須藤伸次議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

須藤伸次議員の副議長当選のごあいさつがございます。

須藤議員。

○副議長（須藤伸次） ただいま副議長に就任いたしました酒々井町選出議員の須藤でございます。

清掃組合のために議長と協力しながら努力したいと思っております。

皆様のご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

副議長の就任のあいさつとさせていただきます。

◎議案の上程

○議長（中村孝治） 日程第7、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。

なお、ご発言は着席のままをお願いいたします。

◎議案第1号～議案第5号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（藤 和雄） 管理者であります佐倉市長の藤和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会7月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り深く感謝を申し上げます次第でございます。

先の佐倉市議会臨時会、酒々井町議会臨時会において、当清掃組合の議員に当選されました議員各位に改めてお祝いを申し上げます。

当清掃組合を取り巻く環境行政、特にごみ問題は、重要な課題であり、地元地域住民のご理解とご協力は必要不可欠なものであります。清掃組合発展のため、市民・町民のご期待に沿うよう努力する覚悟でございますので、一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

ただ今から、本日提案をいたします議案5件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成29年度清掃組合一般会計補正予算第1号であります。今回の補正額は、401万5,000円の増額補正であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,849万9,000円にいたそうとするものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金の内示額の減額等に伴う繰入金及び組合債の増額が主なものでございます。歳出の主なものは、公債費の増額でございます。

議案第2号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴い、所要の整備を行うとするものであります。

議案第3号は、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。総合事務組合の共同処理する事務に、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務を追加することに伴う総合事務組合規約を改正する協議であります。

議案第4号は、専決処分承認を求めることについてであります。その内容は、平成29年2月佐倉市定例議会において、一般職職員の給与に関する条例の再任用職員の職務の級について改正されたことに伴い、平成29年3月28日付けで専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第5号は、人事案件でありまして、佐倉市、酒々井町清掃組合規約第11条第2項の規定による清掃組合監査委員の選任についてであります。議員のうちから選任する監査委員に、清掃組合議

員、平野裕子氏を選任いたしたいので議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（石井康秀） 事務局長の石井康秀でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第1号でございます。1ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。

平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第1号。

平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1表、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ401万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億8,849万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

平成29年7月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合、管理者、蕨和雄

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入の表を読み上げさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、既定額9億1,458万2,000円、補正額、減額の6万6,000円、計9億1,451万6,000円。

3 款国庫支出金、既定額6億6,351万5,000円、補正額、減額の577万1,000円、計6億5,774万4,000円。

5 款繰入金、既定額2,000万円、補正額425万2,000円、計2,425万2,000円。

8 款組合債、既定額14億4,490万円、補正額560万円、計14億5,050万円。

歳入合計、既定額34億8,448万4,000円、補正額401万5,000円、合計34億8,849万9,000円となります。

3ページをお願いいたします。歳出の表を読み上げさせていただきます。4 款公債費、既定額2億2,193万5,000円、補正額401万5,000円、計2億2,595万円。

歳出合計、既定額34億8,448万4,000円、補正額401万5,000円、合計34億8,849万9,000円となります。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。地方債の変更でございます。内容につきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の平成29年度国庫支出金の減額に伴い、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業債及び市町村振興債の増額をいたそうとするものであります。

6ページの平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書につきましては、

2 ページにございます第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入歳出の表と同様でございます。細部につきましては 8 ページからご説明させていただきます。8 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組織市町負担金でございます。歳出で後ほどご説明させていただきます、4 款償還金元金及び利子の増額に伴い、組織市町負担金の建設事業費負担金が増額となります。しかしながら平成29年度当初予算を上回らないように佐倉市、酒々井町の負担金額の調整をしたため、6 万6,000円の減額補正でございます。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。佐倉市事務事業費負担金358万7,000円の減額補正でございます。佐倉市建設事業費負担金358万7,000円の増額補正でございます。酒々井町事務事業費負担金49万4,000円の減額補正でございます。酒々井町建設事業費負担金42万8,000円の増額補正でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金でございます。循環型社会形成推進交付金の内示額が交付率99.13%であったことから、577万1,000円の減額補正でございます。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目基金繰入金は、425万2,000円の増額補正でございます。財政調整基金を取り崩しをいたそうとするものでございます。

9 ページをお願いいたします。8 款組合債、1 項組合債、1 目衛生債でございます。560万円の増額補正でございます。8 ページでご説明しました国庫補助金の減額に伴う増額補正でございます。

右側の説明欄をごらんください。ごみ焼却施設基幹的設備改良事業債520万円の増額補正でございます。市町村振興債県貸付金40万円の増額補正でございます。

10 ページをお願いいたします。3 歳出でございます。4 款公債費、1 項公債費、1 目元金でございます。355万6,000円の増額補正でございます。

4 款公債費、1 項公債費、2 目利子でございます。45万9,000円の増額補正でございます。

12 ページから13 ページにつきましては説明を省略させていただきます。14 ページをお願いいたします。

継続費についての平成27年度末までの支出額、平成28年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成29年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。4 ページでご説明させていただきました第 2 表、地方債補正と同様の内容でございますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第 1 号の説明とさせていただきます。

議案第 2 号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 7 月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合、管理者、蕨和雄。

次ページをお願いいたします。議案についてご説明を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴い、所要の整備を行

おうとするものであります。内容といたしましては、育児休業の対象が法律上の親子関係に準ずる関係にある子まで拡大されたことから、対象となる子がある職員に関し、深夜勤務、時間外勤務の制限を規定しようとするもの、育児休業の対象者として、都道府県知事が行う措置により里親に委託されている児童を条例に規定いたそうとするものであります。清掃組合の構成市町であります佐倉市においては平成29年2月定例会、酒々井町においては平成29年3月定例会にて条例が改正されました。これを受け、当組合においても条例を一部改正いたそうとするものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第3号、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年7月13日、佐倉市、酒々井町清掃組合、管理者、蕨和雄。

次ページをお願いいたします。議案についてご説明を申し上げます。

平成29年2月7日付けで千葉県市長会長から、現在千葉県内の全市町村から千葉県町村会へ委託されている軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務について、千葉県市町村総合事務組合宛に共同処理の実施について依頼がありました。県内の町村についても千葉県市長会長と同調することが合意されたことから、千葉県市町村総合事務組合規約に新たな事務として軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務を追加することに対しての協議であります。当清掃組合が依頼しております共同処理事業について、負担金及び事業内容等の変更がないため共同処理の追加による影響はございません。

以上で議案第3号につきましての説明とさせていただきます。

議案第4号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第4号、専決処分承認を求めることについて。地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定。

平成29年7月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合、管理者、蕨和雄。

次ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

専決第1号、専決処分書、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月28日、佐倉市、酒々井町清掃組合、管理者、蕨和雄。

この案件につきましては、構成市である佐倉市の条例改正に伴い清掃組合給与条例の一部を改正

する条例について専決処分の承認を求めるものでございます。改正理由でございますが、清掃組合の構成市であります佐倉市において平成29年2月に開催された議会定例会にて、給与表の再任用職員の項の給与条例が改正されました。このことから、清掃組合の給与につきましては、佐倉市に準ずる方針をとっておりますので、佐倉市と同様の改正が必要となることから平成29年3月28日付けで専決処分により条例改正を行ったものでございます。

専決処分の理由でございますが、議会を招集する時間的余裕がない状況と判断し、地方自治法第179条に規定される、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときを根拠として専決処分をいたしたものでございます。

以上で議案第4号につきましての説明とさせていただきます。

議案第5号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第5号、佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について。

次の者を佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に選任したいので、佐倉市、酒々井町清掃組合格約第11条第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、佐倉市千成1-4-4、氏名、平野裕子、生年月日、昭和47年2月22日

平成29年7月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合、管理者、蕨和雄。

選任にあたりましては、組合議員のうちからの選任でございます。次ページに略歴を添付してございます。説明は省略させていただきます。

以上で議案第5号につきましての説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村孝治） これより議案第1号から議案第5号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより議案第1号から議案第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(中村孝治) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(中村孝治) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(中村孝治) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(中村孝治) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

(3番 平野裕子議員退場)

○議長(中村孝治) 議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(中村孝治) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

(3番 平野裕子議員入場)

◎閉会の宣告

○議長（中村孝治） 以上をもちまして、平成29年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後 3時47分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 中 村 孝 治

臨時議長 中 村 孝 治

署名議員 平 野 裕 子

署名議員 久 野 妙 子